



島根県報

令和6年8月6日（火）
第538号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区が定める管理規程の変更の認可	（農 村 整 備 課）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（ " ）	2
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定の解除	（ " ）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	3
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建 築 住 宅 課）	5

【公 告】

令和6年度、令和7年度島根県山地災害危険地区再点検業務に係る提案競技の実施	（森 林 整 備 課）	6
公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	10

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		11
---	--	----

告 示

島根県告示第508号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり管理規程の変更を認可したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年8月6日

島根県知事 丸 山 達 也

土地改良区の名称	施設の名称	施設の所在地	管理規程の概要	認可年月日
奥出雲町土地改良区	坂根ダム	仁多郡奥出雲町八川地内	1 総則 2 貯水、取水、または放流に関する事項 3 ゲートの操作 4 点検及び整備に関する事項 5 緊急事態における措置に関する事項 6 観測及び調査に関する事項	令和6年7月10日

島根県告示第509号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和6年8月6日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	完了年月日
高津川左岸地区用排水施設事業（県営農業水利施設保全合理化事業）	平成30年2月23日

島根県告示第510号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年8月6日

島根県知事 丸 山 達 也

- 解除予定保安林の所在場所
安来市広瀬町西比田2742-7
- 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
- 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第511号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年8月6日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市生湯町1871-9、1871-11、1871-14
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第512号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年8月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール出雲 島根県出雲市渡橋町1066番地外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
三井住友信託銀行株式会社 支配人 高岡 良典
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 （営業所：東京都港区芝三丁目33番1号）
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
イオンリテール（株）	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	井出 武美	
（株）フジックス	島根県松江市西嫁島1-3-9	中林 秀雄	
（有）おもちゃのタマキ	島根県出雲市斐川町黒目1164	玉木 輝久	令和5年9月30日 退店
（株）宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地8	宮脇 範次	
エイチ・アンド・エム ヘネス・ アンド・マウリッツ・ジャパン （株）	東京都渋谷区宇田川町33-6	アネタ・ボク シンスカ	
エムテック・ビーケー（株）	島根県松江市北陵町52-3	加瀬部 強	
（株）コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	三宅 秀木	
（株）澤井珈琲	鳥取県境港市竹内団地278-6	澤井 幹雄	
（株）ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	木下 尚久	令和5年6月30日 退店
（株）ジーンズカジュアルダン	大阪府大阪市北区堂島二丁目4番27 号	中平 浩司	

(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	川部 将士	
(株) セリア	岐阜県大垣市外渕2-38	河合 映治	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14	木山 剛士	
(株) 永江印祥堂	島根県松江市矢田町250番地63	数原 英一郎	
横山化成(有)	東京都葛飾区東四つ木4-5-1	山際 淳子	
(株) ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11-34	滝 信良	
フクハラ アシヤール(株)	島根県大田市大田町大田イ736-12	福原 健治	
(有) 布野	島根県出雲市今市町616	布野 昇平	
(株) 葡萄家	鳥取県鳥取市雲山154-26	山根 一利	
日本メナード化粧品(株)	愛知県名古屋市中区鳥見町2-130	野々川 純一	令和6年1月31日 退店
(株) MASAYA	岡山県岡山市北区表町2-6-56	上村 匡弘	
(株) メガスポーツ	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	中嶋 築人	
(株) ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	藤原 祐介	
(株) CROSS i	大阪府大阪市中央区安土町三丁目5-6	石井 美耶子	
フランス総合医療(株)	東京都千代田区平河町1-8-8	杉木 和彦	令和6年3月31日 退店
クールカレアン(株)	東京都品川区東品川四丁目12番6号	堀内 一夫	
(株) オンデーズ	東京都品川区東品川二丁目2番8号 スフィアタワー天王洲27階	田中 修治	
(株) 香具礼	島根県出雲市大社町北荒木1874番地 31	楨原 文子	令和5年7月20日 退店

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
イオンリテール(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	井出 武美	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島1-3-9	中林 秀雄	
(株) 宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地8	宮脇 範次	
エイチ・アンド・エム ヘネス・ アンド・マウリッツ・ジャパン (株)	東京都渋谷区宇田川町33-6	アネタ・ボク シンスカ	
エムテック・ビーケー(株)	島根県松江市北陵町52-3	加瀬部 強	
(株) コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	三宅 英木	代表者名錯誤
(株) 澤井珈琲	鳥取県境港市竹内団地278-6	澤井 幹雄	
(株) ジーンズカジュアルダン	大阪府大阪市北区堂島二丁目4番27 号	杉本 英輔	令和5年4月1日 代表者変更
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	川部 将士	
(株) セリア	岐阜県大垣市外渕2-38	河合 映治	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14	木山 剛史	代表者名錯誤

(株) 永江印祥堂	島根県松江市矢田町250番地63	数原 英一郎	
横山化成(有)	東京都葛飾区東四つ木4-5-1	山際 淳子	
(株) ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11-34	滝 信良	
フクハラ アシヤール(株)	島根県大田市大田町大田イ736-12	福原 健治	
(有) 布野	島根県出雲市今市町616	布野 昇平	
(株) 葡萄家	鳥取県鳥取市雲山154-26	山根 一利	
(株) M A S A Y A	岡山県岡山市北区表町2-6-56	上村 匡弘	
(株) メガスポーツ	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	三浦 隆司	令和6年2月29日 代表者変更
(株) ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	藤原 祐介	
(株) C R O S S i	大阪府大阪市中央区安土町三丁目5-6	石井 美耶子	
クールケアン(株)	東京都品川区東品川四丁目12番6号	堀内 一夫	
(株) オンデーズ	東京都品川区東品川二丁目2番8号 スフィアタワー天王洲27階	田中 修治	
(株) R I P P L E L I N K	島根県出雲市大社町北荒木1393-1	高橋 美樹	令和5年12月23日 入店

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和6年7月12日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課(出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第513号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値(平成28年島根県告示第237号)の一部を次のように改正し、令和6年8月6日から施行する。

令和6年8月6日

島根県知事 丸 山 達 也

表浜田市の項中「第213号及び第313号」を「第115号、第213号及び第313号」に、「第312号」を「第116号、第311号」に、「第213号及び第312号」を「第113号、第116号、第213号、第312号及び第411号」に改め、表出雲市の項中「第113号」の次に「第313号」を、「第411号」の次に「第511号」を、「第711号」の次に「第713号」を加え、

有原	中層耐火構造3階建	平成2	0.98	を
----	-----------	-----	------	---

有原	中層耐火構造3階建	平成2	0.98 (第112号、第113号及び第217号の住戸にあっては、1.00)	に改め、表益田市の
----	-----------	-----	---	-----------

項中「第313号」の次に「第411号」を加え、「第116号」を「から第117号まで」に改める。

公 告

令和6年度、令和7年度島根県山地災害危険地区再点検業務に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和6年8月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 業務名

令和6年度、令和7年度島根県山地災害危険地区再点検業務

(2) 業務の内容

山地災害危険地区の危険度判定の見直し及びデータの更新

(3) 仕様等

令和6年度、令和7年度島根県山地災害危険地区再点検業務に係る提案競技要求仕様書による。

(4) 契約期間

ア 令和6年度島根県山地災害危険地区再点検業務

契約の日から令和7年3月14日まで

イ 令和7年度島根県山地災害危険地区再点検業務

契約の日から令和7年12月5日まで

(5) 提案価格の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

金36,000,000円以内（なお、提案価格は令和6年度業務及び令和7年度業務の合計金額とする。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- エ 消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- キ (2)の共同企業体の構成員でないこと。
- ク 過去5年以内（令和元年8月以降から参加表明書提出期限の前日まで）に国、都道府県又は市町村いずれかにおける航空レーザ計測及び森林資源解析、地形解析又はそのシステム開発が含まれた業務を受注し、完了した実績があること。
- ケ 配置予定の主任技術者は、技術士法に基づく技術士（森林部門）の資格、RCCM（森林土木）の資格又は高度な技術と十分な実務経験を有していること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (ア) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の名称
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (フ) 取引金融機関
- (ク) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ケ) 欠損金の負担の割合
- (サ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (セ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (ゼ) 解散後の契約不適合責任
- (ヅ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。

エ 構成員のうち少なくとも1社は、(1)のク及びケに該当すること。

オ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和6年8月6日（火）から同月20日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午

後1時までを除く。)

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階 島根県農林水産部森林整備課

(2) 守秘義務の遵守に関する誓約書

提案競技に必要な県の各種資料を閲覧及び受領するには、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出すること。なお、誓約書様式は、島根県ホームページからも提供する。

(3) 提案競技説明会

ア 日時

令和6年8月19日(月)午後2時から午後3時まで

イ 場所

島根県松江市内中原町52 島根県職員会館2階 特別教養室

ウ 提案競技説明会参加希望者(企画提案参加申込の必須要件ではない。)は、提案競技説明会参加申込書を令和6年8月16日(金)午後1時までに持参又はFAXにより下記4の(3)のウと同じ場所へ1部提出すること。

4 提出資料

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げるアからサまでの書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加申込書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)

エ 直近の財務諸表 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)

オ 県税に係る納税証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)

カ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)

キ 協定書 1部(共同企業体の場合のみ)

ク 過去の類似事業実績(様式自由、過去5年以内の国、都道府県又は市町村における類似事業実績について1件記載) 1部

ケ 配置予定主任技術者及び担当者届 1部

コ 提案書表紙 1部

サ 提案書 5部

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参(土、日曜及び休日を除く午前9時から午後5時まで)による。

イ 提出期限

(7) 4の(1)のアからケまでの書類については、令和6年8月21日(水)午後3時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日の正午までに必着のこと。

(4) 4の(1)のコからサまでの書類については、令和6年9月13日(金)午後3時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日の正午までに必着のこと。

ウ 提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県農林水産部森林整備課

電話（直通） 0852-22-5172

ファックス 0852-22-6549

電子メール shinrin@pref.shimane.lg.jp

5 提案競技に係る質問及び回答について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（FAX又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。
- (2) 提出先は、4の(3)のウに同じ。
- (3) 提出期限は、令和6年8月20日（火）午後1時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、令和6年8月23日（金）までに提案競技説明資料の受領者全員に対しFAX又は電子メールにより通知する。

6 提案競技参加資格者確認審査結果の通知

申込者に対し、令和6年8月28日（水）付けで、郵送又は電子メールにより通知する。

7 選定方法

(1) 審査委員会及び評価項目

ア 別に設置する「令和6年度、令和7年度島根県山地災害危険地区再点検業務提案競技審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、業務受託者の選定を行う。

イ 審査要綱については、別途定める。

ウ 評価については、以下の視点で評価採点し、最も高い評価を得た1者を本業務の契約候補者として特定する。

評価項目	評価基準	評価の視点
企業評価	保有資格	本業務に必要な専門分野の資格を有しているか
	業務実績	本業務に類似する業務実績等があるか
配置予定技術者の実績	業務実績	主任技術者は本業務に類似する業務実績等があるか
提案書	実施方針	本業務の目的、条件及び内容を理解した業務実施方針となっているか
	実施フロー	仕様書の作業項目を網羅した手順となっているか
	作業工程	余裕のある工程計画となっているか
	地形の評価 (0次谷)	0次谷の確認方法、評価手法が整理、記載されているか また、有用な提案を評価する
	森林の状況評価 (収量比数)	森林資源の解析方法、評価手法が整理、記載されているか また、有用な提案を評価する
	流木の評価 (想定流木)	流木流下区間の設定方法、評価手法が整理、記載されているか また、有用な提案を評価する
	その他従来の評価項目の再評価	従来の評価項目について、有用な提案を評価する
	その他	その他業務全体について、有用な提案を評価する

(2) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(3) 審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号により随意契約とする。なお、令和6年度業務及び令和7年度業務は別契約とする。また、契約予定者が契約辞退した場合は、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から令和6年度業務及び令和7年度業務それぞれの見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

10 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ及び書類の追加・修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

11 提案競技に関する問合せ先

4の(3)のウに同じ。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Review of risk assessment for mountain disaster risk areas and update of data for Shimane Prefectural Government 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3:00 p.m. September 13, 2024
- (3) For further details contact : Forestry Improvement Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-5172

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年8月6日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年7月24日から同年9月13日まで
- 3 作業地域
益田市匹見町道川地内

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第5号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年8月7日から施行する。

令和6年8月6日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

自動聴性脳幹反応検査の項の次に次の1項を加える。

妊婦に対するサイトメガロウイルス抗体検査 1回につき 2,000円

遺伝子検査料の項中「シングルサイト3サイト 1回につき 66,000円」を

「シングルサイト3サイト 1回につき 66,000円

Invitae Multi-Cancer Panel 1回につき 133,800円 に改める。

Family Variant Test 1回につき 29,300円 」